

## 介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴う介護認定での変更事項

### 1 認定有効期間の延長

平成 28 年 4 月 1 日以降に新しい有効期間の開始日を迎える更新認定の被保険者に対して、下記のとおり有効期間の原則・上限が延長されます。

市町村全域で当該事業を実施している場合に限り、更新申請時の要介護認定等に係る有効期間を、一律に原則 12 か月、上限 24 か月に延長し、簡素化する。

申請区分等	現行		改正案		
	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	
新規申請	6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月	
区分変更申請	6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月	
更新申請	前回要支援→今回要支援	12か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要支援→今回要介護	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要介護→今回要支援	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要介護→今回要介護	12か月	3か月～24か月	12か月	3か月～24か月

※平成 27 年 3 月 2 日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より抜粋

※有効期間は介護認定審査会の審査判定結果に基づくものであり、被保険者の状態によっては原則より短い有効期間が設定されることもあります。

### 2 認定更新をする方への総合事業の案内

平成 28 年 3 月末に有効期間が切れる方から、更新勧奨通知をお送りする際、全員に総合事業の案内を同封します（平成 28 年 1 月末に発送）。

<お知らせの内容>

- ・総合事業の簡単な説明
- ・サービス利用手続きの一部を簡素化  
 （介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用している場合、基本チェックリストに回答することで、要介護・要支援認定を受けずにサービスの継続利用可）
- ・要介護認定者、第 2 号被保険者は認定更新が必要